

羽田の新飛行経路＝都心低空飛行ルートの実用中止についてです。

2020年3月29日に羽田新飛行経路＝都心低空飛行が強行されてから一年2カ月が過ぎました。

毎日のように轟音、落下物、排気ガス、墜落の危険という状況の中で生活を余儀なくされています。

とりわけ、コロナ禍の中で、テレワークだ、換気が必要だといわれているだけに、事態は深刻で、我慢の限界を超えています。

最近、様々な事故が発生しており、こうした事故が、都心上空で起きたら大惨事になります。

実際都心上空を1年間飛んだパイロットから、「ヒヤリ・ハット体験」の報告が相次いでいることが明らかになりました。

昨年1年間の報告は15件に上り、同センターの木村茂夫事務局長が国土交通省に安全対策を提言する事態になっています。報告の特徴は、悪天候や強風時に柔軟なルート運用を求める声が多いことです。

一組織を通してでも強風時には運用を柔軟に行うよう働きかける必要性を強く感じた。（南西風強風時の着陸時について）

一高角度進入で減速できず通常は使わないフラップ（高揚力装置）とスピードブレーキ（翼の抗力増加装置）の併用で減速し着陸に至った。（羽田悪天候時は計器着陸の柔軟な運用を）

なぜこういう報告が相次いでいるのか。元機長の奥平隆さんによれば、「羽田周辺は季節によって南西から強烈な風が吹きます。新ルートで北西から侵入する航空機は南風を受けて不安定になります。ビル風による乱気流や、通常より高角度の新ルートが抱える不安要素」といいます。

都心低空飛行ルートは、東京五輪の円滑な開催、訪日外国人旅行者の受け入れ拡大などを理由に、住民の反対を押し切って強行しました。しかし、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大によって、その大前提が崩れました。都心低空飛行は必要なくなったのです。

都心低空飛行新ルートの運用をやめ、海上ルートを活用するよう、国に要請すること。

答弁を求めます。

【答弁】区は、これまでも国に対して、騒音対策や安全対策、海上ルートの活用、地方空港の活用等による飛行ルートの分散化、今後の航空技術等の進展に伴う飛行経路の様々な運用などの検討を要請してまいりました。

引き続き、国に対し、騒音や落下物に対する区民の不安の声や、現在、行っている区独自の騒音測定の結果を示し、更なる騒音対策、安全対策、飛行経路の様々な運用などの検討を加速するよう、強く求めてまいります。

高輪築堤の完全保存と公開をめざし、開発ありきでなく、100年先を見据えたまちづくりのために、一度立ち止まって考えなおすことを、JR 東日本に要請することについてです。

JR 東日本は、日本考古学協会、日本イコモス国内委員会、鉄道史学会など多くの団体が完全保存、公開を求める声に耳を貸すことなく、第7橋梁部を含む築堤の一部を現地保存、信号機部分は移築保存するなどを除き、記録保存に向けての調査を始めてしまいました。「記録保存」とは鉄道遺構を残すのではなく破壊することです。二度と元には戻せません。世界的な遺産ともいふべき貴重な高輪築堤を含む鉄道遺構をなくすことは許されません。

視察した文部科学大臣は、「日本の鉄道の歴史を象徴する、どこにもない遺跡。移設で価値が保存される性格のものではない。」「JR の前身は国鉄。(かつての)国民共有の財産から出土した点を受け止めてほしい」と貴重な意見を述べています。

5月29日に視察した菅首相は、「まさに文化遺産。素晴らしいと思った」と述べました。

JR 東日本の「一部保存」の発表に対し、日本考古学協会は5月31日、再度会長コメントを発表。「高輪築堤跡は国の宝であり、世界の宝とされる可能性も秘める重大な遺跡で、全面的に保存し、次世代に伝える必要がある」、「改めて破壊を前提に計画を進めることに反対し、全面的な保存と、従来の計画を再検討の上新たな町づくりの中核に据える」ことを求めています。

5月26日には、日本イコモス国内委員会が「日本最古の鉄道遺構『高輪築堤』の現地全面保存と高輪ゲートウェイ駅周辺の開発計画見直しの要望書」を、JR 東日本社長はじめ国土交通大臣など関係大臣、港区長、教育長、港区議会議長など10団体に提出しました。保存を求める声は日々広がっています。

港区のホームページに「高輪築堤跡」が掲載されています。そこには、高輪築堤跡は、「港区にとって重要な遺構であるばかりでなく、わが国の歴史上も、また、世界史的にも極めて重要な近代遺産です。」「港区教育委員会としては、こうした文化財的な側面だけでなく、子どもたちの教育においても大きな価値を持つ教育的な資源になるものと評価しています。」としています。

そうであるならば、記録保存でなく、完全保存、公開を要請すべきです。

答弁を求めます。

【区長】JR 東日本は、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の見解を踏まえて取りまとめた調査・保存についての方針を4月21日に発表しました。

この方針では、象徴的な部分である第七橋梁部などを現地保存、公開するため、具体的な検討を進めるとともに、建築計画を変更するとしております。

区は、高輪築堤が、新しいまちづくりの中で活用され、将来に向けて良い形で継承されることが期待できるため、完全保存を要請することは考えておりませんが、開発と保存の両立の観点から、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

教育長】JR東日本は、港区文化財保護審議会委員を委員長とし、教育委員会がオブザーバーとして保存について発言してきた「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の見解を踏まえて取りまとめた調査・保存についての方針を4月に公表しました。

教育委員会は、これまでもJR東日本に要望書を提出していることから、この方針で現地保存とされた部分以外の遺構について、改めて完全保存を要請することは予定しておりませんが、JR東日本の協力を得て、詳細かつ慎重な記録保存調査を行ってまいります。

次に、公開の要請についてのお尋ねです。

教育委員会は、JR東日本の協力を得て、5月14日、17日及び18日の3日間にわたって、小・中学校向けの見学会を開催し、764名が参加いたしました。

また、今月27日には、区民向け見学会を開催する予定です。

引き続き、調査の進捗に併せてJR東日本に見学会の開催を働きかけてまいります。

昼休みの庁舎の消灯をやめることについてです。

12時になると本庁舎内（一部窓口は除く）の照明が一斉に消えてしまいます。

コロナ禍で外食を控え、自席でお弁当を食べる職員が多くみられます。

本来であれば、十分なスペースのある休憩室が必要です。ところがそういう余裕がないために自席で食事をせざるを得ません。真っ暗な中での食事では、おいしいお弁当も台無しです。

少なくとも食事する時間帯（30分間とか検討する）の消灯はやめるべきです。

答弁を求めます。

【答弁】区では、二酸化炭素排出量やエネルギー使用量を削減するための取組として、本庁舎では、来庁者の多い1階から3階などを除き、昼休みに事務室の照明を一斉消灯して

おります。

この取組は、長年にわたり実施しており、職員の省エネ意識の向上とともに、各職場に定着し、職員の理解も得ているものでございます。

高齢者等のエアコン設置費助成についてです。

この事業、歓迎される一方、「65000円ではとてもつけられない」、設置費用などを入れると「10万円以上かかるといわれてあきらめた。」「設置費などは自分で負担した。」との声が届いています。現在消費税率が10%なので実際は5万9千円で設置しなければなりません。

まちの電気屋さんによると、「夏場の暑さを考えると高齢者なので設置してあげたいが、あまりにも実態と乖離した金額ではやりようがない。」「チラシを見ると6万5千円でエアコンが設置できると、(高齢者が) 思ってしまう。誤解を与えた区に責任がある」、「高齢者、事業者、双方が安心して設置ができるように改善が必要だ」といっています。

この事業はただ単に高齢者宅にエアコンが付けることと併せ、区内でがんばっている電気屋さんの支援も考えるべきです。

区内の電気屋さんには設置にいくらかかるのか、すでに設置した高齢者にいくらかかったのかを聞くなどして、実態に合った設置費用への増額を図ること。

エアコン購入設置費用助成制度は9月30日までとなっていますが、期間を延長すること。

それぞれ答弁を求めます。

【答弁】①エアコンの購入及び設置にかかる助成額は、区内の電気店及び量販店の価格を調査した上で、生活保護費で認められているエアコン本体費用に標準設置工事費相当を見込んだ額を適切な金額として決定いたしました。

自宅の状況や購入機種により、世帯ごとのエアコンの購入及び設置費用は異なりますが、経費の一部を区が助成することで、エアコン設置を促し、高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援しております。

②区では、コロナ禍で外出を控える高齢者の夏季の熱中症を予防するため、助成制度の受付期間を本年1月15日から9月30日までとし、早めのエアコン設置を促しております。

引き続き、エアコンの設置を希望する高齢者が期間内に申請できるよう、ふれあい相談員や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、丁寧に制度を周知してまいります。

ヤングケアラーの支援のための実態調査についてです。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われる、いわゆる「ヤングケアラー」について、国のプロジェクトチームが、学校や地域などで早期に発見して支援につなげるための報告書をまとめました。

厚生労働省、文部科学省が4月に公表した中高生を対象にした実態調査では、中学2年生の5・7%、全日制の高校2年生の4・1%が世話する家族が「いる」と回答。親に代わって幼いきょうだいのケアをする姿も浮き彫りになりました。報告書は、「保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要」としています。

すでに埼玉県では独自に調査を行い、対策をすすめています。

港区でも、関係する部署でプロジェクトチームをつくり、早急に実態調査を行い、調査結果に基づく対策をすすめること。

答弁を求めます。

【答弁】区は、既に港区要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報を共有しながら、成育環境に課題のある家庭を直接訪問し、家族や兄弟の世話を任されている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげております。

ヤングケアラーを支援するための実態調査については、子ども自身が、お手伝いに留まらない家事を担っていることを認識していない場合が多いため、より正確に把握できるよう調査対象や調査方法など、研究してまいります。

特別養護老人ホームの面会のための支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、特別養護老人ホームなどで面会ができなくなって1年以上となりました。

オンラインでの面会をやるなど、施設によっては工夫しているところもあるようですが、元気であれば話もできますが、多くの方が話ができない、だれだかわからない状況もあります。

家族からは、直接顔を見たい、直接話をしたい、手を握りたいなどの声が寄せられています。

大阪府池田市の高齢者施設では、「家族と会えるようになれば精神的な安定につながる」と、防護服を2着購入し、家族の要望に応じて順次面会をすすめているそうです。

特別養護老人ホームの運営者の意見も聞き、防護服の購入費用助成(全額)を行うこと。

答弁を求めます。

【答弁】区では、新型コロナウイルス感染症対策用のガウン、手袋、フェイスシールドなど防護服一式を確保し、希望する施設や感染者が発生した施設に提供しております。面会用の防護服を必要とする施設には、区から適宜提供してまいります。

都市計画審議会についてです。

虎ノ門一丁目東地区再開発事業で、再開発を何としても進めようとする事業者が、再開発に賛成する権利者を増やすために、土地を薄切りの羊羹のように細分化（建物は建たない）して売却している実態が明らかになりました。

再開発に疑義を持つ住民は、この実態を都市計画審議会委員に知ってほしいと、資料を作成しましたが、名前だけで所属先や大学名もわからないので渡しようがありません。

仕方なく都市計画課長に審議会委員に渡してもらおうようお願いしましたが、事前には渡らず、「虎ノ門一丁目東地区市街地再開発」が提案される審議会の当日に、机の上に置かれるという事態になりました。

（審議会委員に渡せなかったことを住民に報告もしていない）

港区都市計画審議会委員の現職部署（大学名や学部名等）を公表するようにすること。（東京都は公表している）

大至急改善すべきです。

もう一つは、委員会としての調査です。東京都都市計画審議会は、「特別の事項を調査審議させるため必要と認めるときは、その議決により、特別委員会をおくことができる」と定めています。委員の発案で「調査」ができるよう、東京都を参考に条例改正を行うこと。

答弁を求めます。

【答弁】①都市計画審議会がより区民に開かれた審議会となるよう、大学等の所属についても委員の了解を得て、公表してまいります。

②港区都市計画審議会は、区長の諮問に応じ、都市計画に必要な事項を調査審議の上、答申しております。また、審議会は、都市計画に関する事項について建議することができる規定となっております。

これらの規定により、区では、都市計画に必要な事項が適切に調査審議できるものと考えております。

体育の着替えを男女別にするについてです。

昨年、政府は性犯罪・性暴力防止の対策として、プライベートゾーンを見せない、触らせないことなどを今年度から幼児や小学校低学年に教えるように決めました。

体育着に着替える場合、区立小学校で1・2年生はほとんど男女一緒に教室で着替えをしています。3年生以上は6校が教室をカーテンで仕切った男女別、12校が別々の場所で着替えています。保育園などでは0歳児のおむつ替えからプライベートゾーンを見せない環境が作られています。

子どもの人権を守るためにも小学校の体育の着替えはすべての学年で男女別の教室で行うこと。難しければせめてカーテンをつけること。

答弁を求めます。

【教育長答弁】現在、小学校1、2年生では、水着の着替えについては男女別に行い、その他は、児童が着替えに時間を要することや衣服の整理整頓等に関する全般的な指導を効果的に行う必要があることから、同一教室内で担任が指導を行っております。

今後は、これまでの指導に加え、プライベートゾーンについての学習を充実させるため、男女別で着替えを行うことといたします。他教室の確保が難しい場合には、教室内にカーテンを設置することを検討してまいります。